



すみダック

申請書の様式が変わりました！

墨田区介護職員初任者研修 受講料助成金

区内で働く介護職員の資格取得を支援し、介護人材の確保や介護サービスの質の向上を図ることを目的として、初任者研修受講料を助成します。

助成要件

申請の時に、以下の1から3の要件を全て満たしていることが必要です。

1. 介護職員初任者研修課程を修了していること。
2. 区内の一つの介護保険サービス事業所において、以下の要件を全て満たすこと。
6か月以上の勤務実績があること。
申請時点において引き続き勤務していること
助成決定後も継続して勤務する意思があること。
研修修了前から就労している、又は研修修了後3か月以内に就労していること。
事業所の運営法人に直接雇用されていること。（派遣労働者は対象外）
3. 他の公的機関から同種の助成金を直接（個人として）受けていないこと。

対象となる介護保険サービス事業所の種類は、区ホームページでご確認ください。

提出期限

提出期限は、**研修修了後、1年以内**となります。期限までに申請に必要な書類一式を提出してください。
区ホームページから電子申請可能です。

助成金額

研修を受講したご本人様（個人）が、研修実施機関に実際に支払った費用（上限10万円）

手数料は助成の対象にはなりません。
勤務先から受講費用の一部が支給されている場合は、その額を控除した額を助成します。
予算金額に達したときは、終了となる場合があります。

申請書類

1. 交付申請書(第1号様式)
2. 就労証明書(第2号様式)
3. 初任者研修の修了証明書の写し
4. 受講費用の領収書の写し
5. 助成証明書(第3号様式)
6. 請求書兼口座振替依頼書(第6号様式)
勤務先から受講費用の一部が支給されている場合のみ、
5の助成証明書が必要になります。

令和7年3月31日までの間に初任者研修を修了した方は、経過措置に該当する可能性があるため、区ホームページをご確認ください。



詳細や申請書の様式は、**区ホームページ**をご覧ください。

https://www.city.sumida.lg.jp/kenko_fukushi/koureisya_kaigohoken/kaigo-jinzai-kakuo/syoninsya.html

[トップページ](#) > [健康・福祉](#) > [高齢者への支援](#) > [介護人材の確保](#) > [介護職員初任者研修受講料の助成事業](#)

問合せ先：墨田区 福祉部 介護保険課 給付・事業者担当（区役所4階）

☎03-5608-6544



すみピヨ